



ダリア

経営者通信

編集発行人
株式会社
プロット

〒063-0869
札幌市西区八軒9条東4-1-1
ラフィーネ北大2F
TEL 011(700)1020
FAX 011(700)1021

10月

(神無月) OCTOBER

12日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ビール系飲料の「酒税」統一

ビール系飲料の酒税は、酒類間の税負担の公平性を回復することなどを目的に段階的に見直されてきましたが、今年10月から最終段階として税率が一律54.25円(350ml缶換算)に一本化されます。ビールは約9円の減税となる一方、発泡酒(麦芽比率25%未満)と新ジャンルは約7円の増税となります。

10月の税務と労務

- 国 税/9月分源泉所得税の納付 10月13日
- 国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税/8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 11月2日
- 国 税/2月決算法人の中間申告 11月2日
- 国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月2日
- 地方税/個人住民税第3期分の納付
市区町村の条例で定める日
- 労 務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 11月2日
- 労 務/労災の年金受給者の定期報告
(7月~12月生まれ) 11月2日
- 労 務/労働保険料第2期分の納付 11月2日
(労働保険事務組合委託の場合は11月16日)

経営理念

「求人を出しても応募が来ない」「原材料や燃料の値上がりで、毎月の支払いが厳しい」「A-1だ、デジタル化だと言われても、正直何から手をつければいいのかかわからない」——こうした悩みは、今やどの会社も抱えているのではないだろうか。

先の見えない変化が続く時代だからこそ、「自分たちは、何のためにこの仕事をしているのか」という問い、つまり「経営理念」の存在が、これまで以上に意味を持つようになっていきます。

経営理念とは、
「我が社は何のためにあるのか」
を言葉にしたもの

近年、大きな変化の時代を迎えています。人手不足、原材料費の上昇、AIをはじめとする新しい技術への対応など……

日々の経営は、目の前の課題に追われる毎日です。落ち着いて先のことを考える余裕などない、という方も多いのではないのでしょうか。

がせわしなく変わる時代だからこそ、自社が「何のために存在しているのか?」「どこへ向かうのか?」を明確に示す軸が必要になります。その軸こそが「経営理念」です。

経営理念とは、企業の存在目的や社会的使命、経営者の価値観や志を言葉にしたものです。単なるスローガンや標語ではありません。

もちろん、利益を出すことは経営者として欠かせない仕事ですが、利益だけを追いかければ、会社は長くは続きません。

どのような価値を社会に提供し、どのような会社を目指し、顧客や取引先、社員、そして地域社会とどのような関係を築いていくのか。その根本的な考え方を示したものが経営理念です。難しく言えば「会社の存在理由」ということになりますが、もっと普通の言葉にすれば、「うちの会社は、何のためにあるのか」という問いに対する答えだと考えていただければと思います。

経営理念が重要な理由は、企業を取り巻く環境がどれだけ変わっても、判断に迷わなくて済むからです。市場が拡大し、仕事が増え、市場が狭まる時期であれば、正直なところ、誰が経営をしてもそれなりにうまくいくものです。しかし、景気後退や業界構造の変化、技術革新などによって事業環境が大きく変わった時こそ、企業の真価が問われます。

そのような時に経営理念が明確であれば、目の前の状況に振り回されず、「自社は何を大切にしているのか」「どの方向へ進むべきなのか」を見失わずにいられます。経営理念は、普段はあ

まり意識しないものですが、いざというときに会社を支えてくれるのです。

経営理念を大事にしたことが、業容・業績の拡大につながった二つの好事例

多くの優良企業が、経営理念を経営の中心に据えています。実際に理念を大事にしたがら経営を続けてきたことで、会社のあり方そのものが変わった、という例は決して少なくありません。ここで、二つの事例をご紹介します。

一つ目は、居酒屋でよく見かけるキンミヤ焼酎で有名な、三重県の宮崎本店です。同社は「酒類・食品の製造販売を通じて社会に貢献できる企業を目指します」という理念を掲げ、焼酎のラベルにまで理念を印刷しました。その結果、社員一人ひとりが理念を自分事として考えるようになり、高付加価値商品の開発やブランド力向上につながりました。理念が、社内に飾られた単なる額縁の中の言葉ではなく、事業そのものを変革する力

を持ったのです。

もう一つは、香川県の京兼醸造です。元々は、うどんつゆを作る、ごく普通の製造会社でした。しかし、「味と香りに託して、未来に繋ぐ和心を伝える」という理念の下、「自分たちは本当は何のためにこの仕事をしているのか」を見つめ直したところ、単につゆを作って売るだけでなく、「うどん屋さんの店舗経営を支援する課題解決型企業」へと進化しました。

経営理念の三つの役割

経営理念には、大きく三つの役割があります。

第一に「方向性を示す役割」です。企業活動は日々、無数の判断の連続です。新商品を開発するのか、設備投資をするのか、人材を採用するのか……。そうした判断に迷った時、経営理念が判断基準になります。

第二に「人をまとめる役割」です。会社は一人では成り立ちません。社員が増えれば増えるほど、価値観や考え方は多様になります。その時に理念が共有

されていれば、全員が同じ方向を向いて行動できます。理念は組織を一つにまとめる旗印なのです。

そして第三に「社会との約束を示す役割」です。顧客や取引先は、その企業がどのような考えで事業を行っているかを重視する時代になりました。経営理念は企業の人格であり、信頼の源泉でもあります。

経営理念は「作って終わり」ではなく、毎日の仕事の中で活かしてこそ意味がある

では、経営理念はどのように作ればよいのでしょうか。

1 振り返り

まず大切なのは、「儲けたい」「会社を大きくしたい」という願望ではなく、「なぜこの事業を行うのか」を考えることです。創業の動機や経営者としての原体験、自社の強み、顧客から感謝されることなどを振り返ることが出発点になります。

次に、自社が社会に提供している価値——

事なのは、「自分たちは何を売っているのか」ではなく、「どのような課題を解決しているのか」という見方です。例えば、建設会社であれば、本場に提供している価値は建物を作ることではなく「人々の安全な暮らしを支えること」。食品会社であれば、食品を売るのではなく「豊かな食文化を提供すること」が本質かもしれません。

2 言葉にする

そのうえで、社員や顧客、地域社会に対して、自分たちはどのような存在でありたいかを言葉にします。その際、難しい言葉や格好良い表現は必要ありません。経営者自身が心から信じられ、社員にもすっと伝わる言葉であることが重要です。わかりやすい判断方法として、

- ・ 科学性…誰が見ても納得できる根拠があること
- ・ 社会性…社会的責任を全うしていること
- ・ 人間性…社員の人格を尊重していること

の3つの視点を備えた経営理念を作ると、厚みがあり豊かなものになります。

経営理念は作って終わりではなく、実践して初めて意味を持ちます。

朝礼で話す、経営計画に書き込む、採用活動で伝える、人事評価の基準にするなど、日常の経営の中で繰り返し活用する必要があります。理念が社員の行動基準となり、経営判断の基準となつて初めて企業文化として定着していきます。

これからの時代は、人口減少、人手不足、AIの進化、国際情勢の不安定化など、企業を取り巻く変化がさらに激しくなるでしょう。そのような時代だからこそ、経営理念の重要性はますます高まります。変化する方法論ではなく、「何のために存在するのか」という不変の目的を持つ企業だけが、変化を乗り越えながら成長し続けることができます。経営理念とは、企業の魂であり、未来への約束です。そして、経営理念を土台として経営方針や経営計画を定め、社員と共に実践していくことが、持続的な企業成長への第一歩なのです。

少額減価償却資産の特例

中小企業者等については、一定金額未満の減価償却資産について全額損金算入（即時償却）することができの特例があります。この特例は令和8年度税制改正で改正が行われたうえで、適用期限が令和11年3月31日まで延長されました。

今回は、減価償却資産の償却費に關して選択することができ他の制度と併せて確認します。

減価償却資産とは

事業用で使用される建物や建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過などによってその価値が減っていきます。このような資産を「減価償却資産」といい、減価償却資産の取得に要した金額は、取得をしたときに全額経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して経費にしていくことになります。

なお、土地や骨とう品などのように、時の経過により価値が

減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の償却費

損金とされる金額は、法人が償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額の範囲内の金額となります。

具体的には、各事業年度終了のときに所有している減価償却資産について、その償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その法人がその事業年度において償却費として損金経理をした金額のうち、取得をした日

や減価償却資産の区分に応じ、定額法や定率法など一定の償却方法のうちその法人が選定した償却方法で計算した金額に達する金額までになります。

少額の減価償却資産等の損金算入の取扱い

取得価額が少額の減価償却資産については、一定の要件の下で「少額の減価償却資産の損金算入」「一括償却資産の損金算入」「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といった措置が設けられています。

それぞれの制度の違いを改めて確認するとともに、令和8年度税制改正での改正内容をみていきます。

(1) 少額の減価償却資産の損金算入（即時償却）

法人が事業の用に供した減価償却資産（リース資産以外）で、使用可能期間が1年未満、または取得価額が10万円未満のものについては、「少額の減価償却資産の損金算入」を適用することができま

その資産を事業の用に供した事業年度に損金経理をした場合、その損金経理をした金額は損金の額に算入されます。

(2) 一括償却資産の損金算入（3年償却）

法人が、減価償却資産で取得価額が20万円未満のものを取得し事業の用に供した場合には、「一括償却資産の損金算入」を適用することができます。

その資産の取得価額の合計額を、その事業年度以後の各事業年度の費用の額または損失の額とする方法を選定したときは、その資産について損金の額に算入する金額は、損金経理をした金額のうち、取得価額の合計額を36で除しこれにその事業年度の月数乗じて計算した金額に達するまでの金額になります。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（合計300万円まで即時償却）

中小企業者等が、「少額減価償却資産」を取得等して事業の用に供した場合は、その取得価額相当額を損金の額に算入することができます。

この制度については、昨今の物価高などを踏まえ、令和8年度税制改正で取得価額の基準が拡充された一方、従業員数の基準は引き下げられています（令和8年4月1日以後の取得等から適用）。

① 取得価額の基準について

この特例の対象となる少額減価償却資産は、取得価額が40万円未満（改正前…30万円未満）の減価償却資産です。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度になります。なお、事業年度が1年に満たない場合は、300万円を12で除した額に事業年度の月数乗じた金額が限度額になります。

② 従業員数の基準について

この特例の対象となる法人は、中小企業者などで青色申告書を提出するもののうち、常時使用する従業員の数が、一定の法人を除き400人以

下（改正前…500人以下）の法人（中小企業者等）とされています。

法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、原則として少額減価償却資産の取得などをした日および少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとされます。

③ 注意点

注意点として、この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却や税額控除、圧縮記帳と重複適用を受けることができません。取得価額が10万円未満のものや一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについても、この特例の適用はありません。

一方、有形減価償却資産だけではなく無形減価償却資産も対象になり、中古資産であつても対象になります。

また、この特例の適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を損金経理すると

ともに、確定申告書において取得価額に関する明細書を添付して申告する必要があります。

固定資産税（償却資産）

少額の減価償却資産に係る、固定資産税の取扱いについても確認します。

事業の用に供することができ資産のうち一定のものを「償却資産」といいます。償却資産は、固定資産税の課税の対象になり、償却資産を所有している者は償却資産申告をする必要があります。

取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したものや、一括償却資産の損金算入制度の適用を受けた資産、一定のリース資産については、償却資産の申告対象から除かれます。

一方、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用して損金算入した資産や、少額であつても個別に減価償却をすることを選択した資産については、償却資産申告の対象になります。

表 減価償却資産について選択できる制度のまとめ【令和8年4月1日～令和11年3月31日取得】

取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 40万円未満	40万円以上
中小企業者等	◎減価償却 (1)即時償却 (2)3年償却	◎減価償却 (2)3年償却 (3)即時償却 ^(※)	◎減価償却 (3)即時償却 ^(※)	◎減価償却
中小企業者等以外	◎減価償却 (1)即時償却 (2)3年償却	◎減価償却 (2)3年償却	◎減価償却	

※ 取得価額が10万円以上40万円未満の資産について、合計300万円まで即時償却
令和8年3月31日以前に取得した資産は、取得価額10万円以上30万円未満のものが対象

医療保険制度改正法の成立 高額療養費制度の見直し等

本年6月5日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正は、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、給付と負担の見直しを行うものです。改正に至った背景には、医療の高度化、高額な医薬品の開発・普及、高齢化の進展、現役世代を中心とした保険料負担の増加などがありました。

改正項目は多岐にわたり、日常的な医療に用いる医薬品の保険給付の見直し、後期高齢者医療制度における金融所得の反映、妊娠・出産への支援強化、子育て世帯の国民健康保険料軽減などが順次施行される予定です。

今回は、それらのうち令和8年8月1日に施行された高額療養費制度の見直しを中心に、改正事項を確認します。

高額療養費制度の改正

1 制度概要

高額療養費制度は、医療機関等で支払う医療費が高額になった場合に、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた部分について、後から支給を受けられる制度（※）です。

※ 医療費が高額になることが事前にわかっていない場合は、窓口で負担する医療費を、高額療養費制度による自己負担の限度額までとする仕組みもあります（マイナ保険証を利用、またはあらかじめ所定の手続きをし、限度額適用認定証の交付を受ける）。

がん治療、難病治療、長期入院、継続的な高額薬剤の使用などでは、毎月の医療費負担が大きくなります。高額療養費制度は、こうした場合に家計への急激な負担を抑える役割を果たしています。

一方で、医療技術の進歩により、治療の選択肢は増えていきます。これは患者にとって望ましいことですが、医療費全体、特に高額療養費の支給額が増えていくことから、制度を将来にわたって維持していくために見直しが必要とされていました。

2 改正概要

今回の改正では、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮しつつ、制度を将来にわたって堅持していくための見直しが行われました（令和8年8月1日施行）。

改正後の自己負担額は、所得区分に応じた段階に別けて定められていたため、本記事では主に自己負担額の見直しに触れ、自己負担額の一例を取り上げます。

※ 自己負担限度額は、令和9年8月1日以降、所得区分をさ

らに細分化したうえで、月額上限を引き上げることが予定されています。

① 長期療養者への配慮
多数回該当の金額据え置き
長期に継続して治療を受けている方の経済的負担を増加させない観点から、今回の高額療養費制度の見直しにあたり、従来から設けられていた多数回該当（高額療養費が過去12か月以内に3回以上支給された場合、4回目以降の自己負担限度額が下がる特例措置）の自己負担額を据え置くこととされました。

② 年間上限の導入
毎月の医療費が高額療養費

【例】年収約370～770万円の自己負担限度額（月額）
改正前 80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)
令和8年8月1日以降 85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% (多数回該当 44,400円)

の月額上限にわずかに届かず、多数回該当に該当しないケースもあるため、多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮し、新たに「年間上限」を導入されました。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、年間上限に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となります。

厚生労働省が公表した見直し前後の負担比較（年収約370万円～約770万円の場合）では、見直し前の自己負担年額76・7万円が、年間上限の導入後は53・0万円となり、年間23・7万円の負担減になる例が示されています。

今回の改正では、所得区分の見直しや区分ごとの負担上限額の引上げも行われており、全ての方の負担が下がるものではありませんが、長期療養者への配慮として、多数回該当の金額を据え置くこと、低所得者への配慮（後述）を行うこと、年間上限を導入することなどが示されている

点は、制度の方向性として押さえておきたいポイントです。

① 低所得者への配慮
年収200万円未満の層への配慮
今回の見直しでは、低所得者への配慮も行われており、住民税非課税ラインを若干上回る年収層（年収200万円未満）について、多数回該当の金額を引き下げる（現行4万4千4百円→令和9年8月以降は3万4千5百円）ことが示されています。

② 住民税非課税区分に外来年間上限を導入
70歳以上の外来特例についても、所得や負担能力に応じた負担の考え方を踏まえつつ、低所得者に配慮する見直しが行われました。

住民税非課税区分では、外来の月額上限が従前の8千円から令和8年8月以降は1万1千円に引き上げられました。が、新たに年間上限9万6千円が設けられ、年間の自己負担額が従前より増えない仕組みとされました。

3 企業の対応例

今回の高額療養費制度の見直しを契機として企業側では、傷病手当金（休業のため給与を受けられないときに健康保険制度より支給）の再確認、休職規程、復職判定、短時間勤務、通院配慮などの運用を確認しておくといでしょう。

その他の改正

高額療養費制度以外の改正（一部）を見ていきます（公布日：令和8年6月5日）。

(1) 一部保険外療養の創設（令和9年3月施行を想定）
OTC医薬品（※）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養が創設されます。

※ OTC医薬品：要指導医薬品または一般用医薬品。医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストアで直接購入できる市販薬等です。

(2) 後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映（公

布日後5年以内に施行予定）
上場株式の配当等の金融所得は、確定申告の有無によって、窓口負担割合や保険料が変わる場合があります。こうした不公平の解消のため、確定申告の有無にかかわらず、窓口負担割合や保険料の判定に金融所得も含めて判定されます（非課税のNISAは対象外）。

(3) 子育て世帯の支援強化（令和9年4月1日施行）
国民健康保険における子育て世帯の保険料負担軽減策として、均等割保険料（税）の5割を軽減する措置の対象が、高校生年代まで（現行は未就学児まで）拡充されます。

(4) 妊娠・出産に対する支援の強化（公布日後2年以内に施行予定）
妊娠・出産費用の見える化をさらに進め、出産の標準的な費用（手術などが必要になった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く）に自己負担がからないようにするなど、妊婦健診や出産の経済的負担の軽減を進め、安心して出産できる環境整備が行われます。